

一般財団法人自治労会館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人自治労会館（以下、「法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都道府県市区町村に対する総合的な奉仕機関として必要な事業を行い、地方自治の民主的な確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会館の経営
- (2) 地方自治の民主的な確立に必要な調査、研究、資料蒐集及び出版の事業に対する助成
- (3) 講習会、講演会、連絡会の開催
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業において、第1号を除く各号の事業は全国で実施する。

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために、預金300万円をこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（非営利性）

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金）

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（会計原則）

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員

（評議員）

第13条 この法人に、評議員7人以上10人以内を置く。

（選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を必要とする法人をいう。）

3 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第4章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度1回5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得たものの中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名した評議員2人が記名、押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 3人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長、3人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び理事長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第30条 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 無報酬の役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求をした理事が招集したとき

(招集)

第34条 法律に特段の定めがある場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた理事が議長に当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしているときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名、押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び若干名の職員を置く。必要に応じ、館長、事務局次長を置くことができる。
- 3 職員は理事長が任命し、館長、事務局長及び事務局次長は、理事会の承認により理事長が任命する。
- 4 館長、事務局長、事務局次長は、理事をもって充てることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き並びに情報の公開)

第39条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 会計帳簿
 - (4) 計算書類及び附属明細書
 - (5) 前号の監査報告書
 - (6) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、理事会の議決により、活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を公開するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第14条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、残余財産の分配を行わない。

第9章 補則

(委任)

第43条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

力石利博、手塚仁、浅井昇、宝田公治、小野田義明、小西清一、佐藤芳久、伊藤久雄、辻山幸宣

3 この法人の最初の代表理事は、次のとおりとする。

人見一夫

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。